

ワシントン条約決議 10.10 (CoP17 改正) 「ゾウの個体等の取引」

第 3 段落

「その主権の及ぶ範囲内に、密猟または違法取引の一因となる、合法化された国内象牙市場または象牙の国内商業取引が存在するすべての締約国および非締約国は、その未加工および加工象牙の商業取引が行われる国内市場を閉鎖するために必要な、法令上および執行上の措置を緊急にすることを勧告する。」

第 4 段落

「この閉鎖に対し、何らかの品目についての狭い例外の設定は保障されうることを認識する。ただし、その例外が密猟または違法取引の一因となるものであってはならない。」

第 5 段落

「その主権の及ぶ範囲内に、密猟または違法取引の一因となる合法化された国内象牙市場があり、象牙の商業取引のための国内象牙市場を閉鎖していない締約国に対しては、上記勧告を緊急に履行するよう求める。」

第 6 段落

「国権のおよぶ範囲において、象牙製造産業が存在するか、合法化された象牙の国内取引が行われているか、管理不能な象牙市場もしくは象牙の違法取引が存在するか、または象牙在庫が存在する締約国、ならびに象牙輸入国に指定された締約国に対して、以下の事項の実施を確保するために、法令上の措置、法執行上の措置、およびその他の包括的な国内措置を採るよう、さらに求める。

- a) 未加工象牙 (raw ivory) および加工象牙 (worked ivory) の国内取引を規制すること
- b) (略)
- c) (略)
- d) 以下の事項を含む普及啓発キャンペーンを実施すること: 供給および需要の減少、象牙の販売・購入に関する現行のまたは新しい規制に対する注意喚起、密猟および違法取引がゾウの個体群に与える影響を含むゾウの保全上の課題に関する情報提供、特に小売店においては旅行者及び他の外国

籍を有する者に対し、象牙の輸出に当たっては許可書を要し、自らが居住する国へ輸入するに際してはおおそらく許可書を求められ、輸入が許可されないかもしれない旨を伝えること

e) (略)

日本に対する決議

ワシントン条約アジア・オセニア地域セミナーは、条約の前文に「絶滅のおそれのある野生動植物の種を国際取引による過度の利用から保護するためには国際協力が不可欠」と述べられていることをふまえて、

また、そのような国際協力は、各または全締約国の基本的かつ根本的義務であると考え、

日本政府が条約の規定および締約国会議で採択された決議に従わず、一貫してこの義務を果していないと自ら認めていることを承知し、

日本が野生生物およびその製品の国際取引における主要な位置をしめていることに心をとめ、複雑な国内的事情により、しばしば締約国が条約を完全に施行することが困難であることを知りつつも、

それらの要因が締約国が一貫して条約の定める義務を果さないことに対する正当な理由とは認められないことをふまえた上で、

日本政府がワシントン条約を効果的に施行するための改善策を至急とることを求め、

条約事務局に、日本政府に対し直接この訴えを伝えるよう要請する。また、日本政府が第五回締約国会議までに必要な改善策をとらなかつた場合、締約国は迅速かつ効果的な解決策を見いだすべく、この問題を提起することになろう。

野生生物保護の国際協力等

(W) ワシントン条約関係省庁連絡会議検討結果報告

(昭和60年3月28日)

ワシントン条約関係省庁連絡会議は、昭和59年10月以来ワシントン条約の効果的な実施を確保するため、6項目にわたる対応策について検討を進めてきたところであるが、今般、昭和60年4月開催予定の第5回ワシントン条約締約国会議を前にして検討結果を次のとおり取りまとめた。

I 当面の対応策

1 原産地証明書から輸出許可書への切替え

従来、原産地証明書でも輸入を認めていたが、これを改め、ワシントン条約の規定に従い、輸出国管理当局発給の輸出許可書がなければ輸入を認めない制度とした。(60年3月11日告示、同年4月1日実施)

2 輸出国発給の書類について必要に応じた外交ルートを使つての問合せ、確認

次の措置を講じることにより輸出許可書の真偽の確認の徹底を図る。

(1) 確認ルートの明確化

従来、必ずしも明確でなかつた税関からの確認ルートを明確化し、必要に応じ外交ルートも使用することとした。

税関→管理当局 (通商産業省) →外務省 (在外公館) →輸出国管理当局

(2) 確認ルートの確立

①附属書Ⅰの対象動物である場合、②附属書Ⅱ、Ⅲの対象動物であっても提出書類に疑義がある場合には全て輸出国管理当局に対し確認することとした。

3 通関時におけるチェック体制の強化とそのために関係省庁の協力体制の強化

次の措置を講じることにより通関時におけるチェック体制のより一層の厳格化、効率化を図る予定。

- (1) ワシントン条約対象動物に係る輸入通関官署の限定
- (2) 税関における職員研修の強化 (特別研修の実施) 等
- (3) 通関官署における関係資料の整備

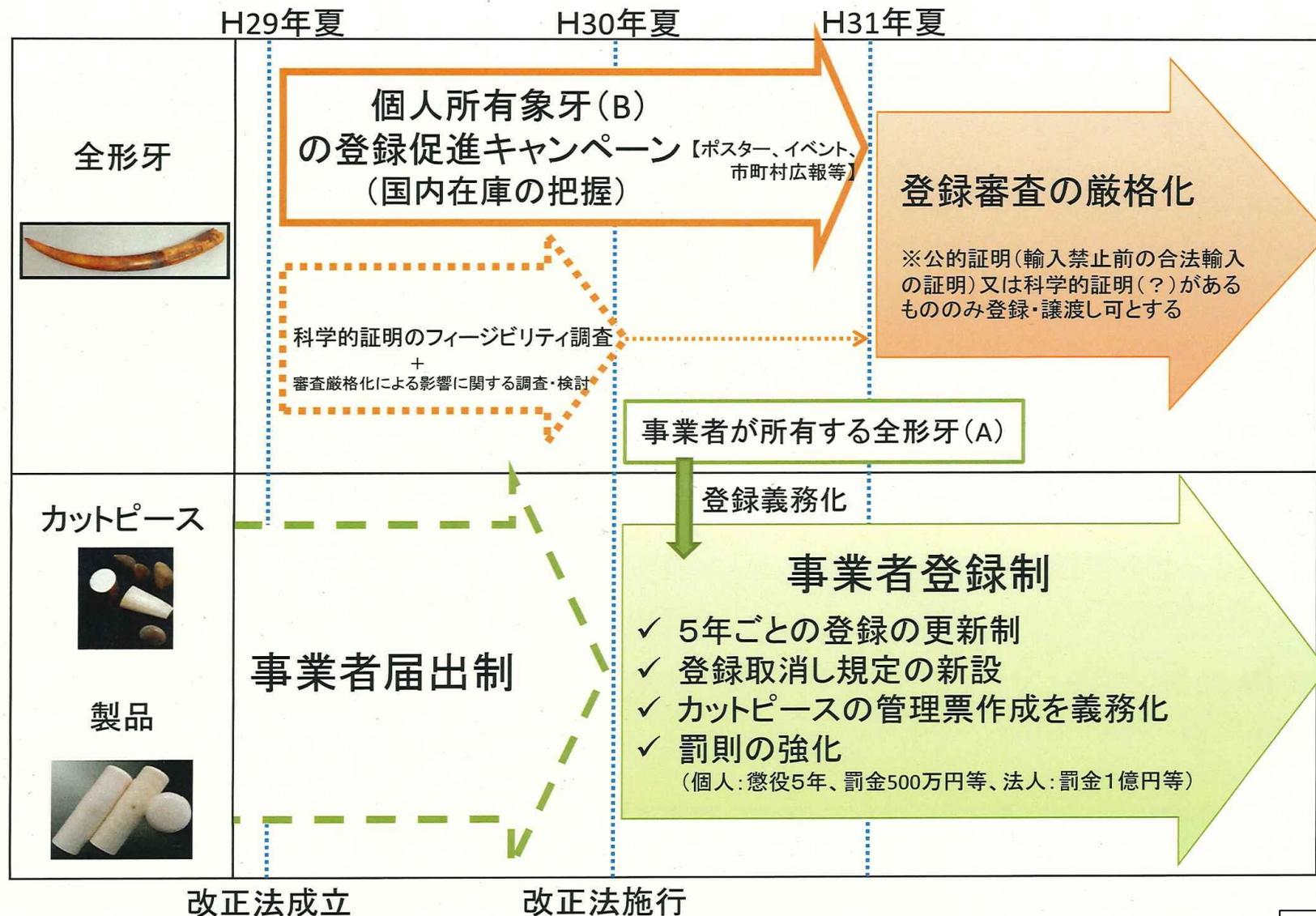
① 各国の輸出許可書の様式

2285・22

〔公害資料④四八八・九三三八五ノ三三

- ② 各国の輸出規制の状況
 - ③ 条約対象動植物の図鑑
 - ④ 条約対象動植物の生息、生育状況
- 4 外国旅行者、輸入業者、動物園、鳥獣店への周知徹底
次の措置を講じることによりワシントン条約の趣旨の周知徹底を図った。
 - (1) 条約に関する外国旅行者向けリーフレットを作成(100万部)し、税関の出国窓口で配備、旅行者等に、配布するとともに、TV・新聞等の媒体を利用してワシントン条約の趣旨を周知徹底(新聞8紙、週刊誌8紙、TV1局)
 - (2) 条約の趣旨を解説した小冊子を作成し、学校・市町村等の公共機関に配布(17万部)
 - (3) 輸入業者、動物園、鳥獣店の団体に対し、条約の趣旨の理解と遵守について再確認のための指導
- II 中長期的課題
- 5 留保品目
品目の特性に応じ、次の措置を更に強化することにより、留保品目の削減に努力する。
 - (1) 使用、輸入数量削減についての業界に対する指導
 - (2) 代替手段(人工増殖、合成物質の利用等)の活用についての業界に対する指導
 - (3) 人工増殖等に関する調査、研究に対する助成
 - 6 国内法制
国内法制については、当面の対応策による効果を踏まえつつ、引き続きワシントン条約関係省庁連絡会議において検討する。

象牙の管理強化方針案



分割して密輸される象牙

2006年8月21日、マレーシアで荷積みされ、韓国経由
で大阪港で陸揚げされた密輸象牙



密輸されたのは、分割牙と象牙印材。

分割牙は、本数608、重量2.4トン。ホール・タスクを2～3個に
輪切りにしたもので、ゾウ約130頭分に相当する。

象牙印材は、本数17,928、重量385kg。

2

チャマダラセセリ



2017年5月25日 参議院環境委員会 日本共産党 武田良介 提出資料 提供 長野県

資料6